

Weekly Report

第389号
平成28年12月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

29年度税制改正大綱（中小企業関連）

◎所得拡大促進税制拡充……現行の適用要件（給与等支給額が24年度より3%以上増加しているなど）を満たした上で、29年度の平均給与等支給額が前年度比2%以上増加している場合、前年度からの増加額については税額控除を12%上乘せ。前年度比2%未満の増加は現行と同じ10%の税額控除。

◎中小企業経営強化税制の創設……中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る即時償却等）を中小企業等経営力強化法に基づく制度に改組し、器具備品・建物付属設備を追加。経営強化法の計画認定を受け、29年4月～31年3月に一定の設備等を取得等した場合、即時償却又は7%（資本金3千万円以下は10%）の税額控除を選択適用。

◎研究開発促進税制の拡充……研究開発費の増加率が5%を超える場合に、控除割合を最大17%、控除上限を法人税額の35%まで上乘せする仕組みを導入。また、ビッグデータ、AI等を活用した第4次産業革命型の「サービス開

発」を支援対象に追加する。29年4月以後開始事業年度から適用。

◎中小企業向け租税特別措置の適用要件の見直し……過去3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度は、中小向け租税特別措置（法人税の軽減税率の特例や少額減価償却資産の特例など）の適用が停止。31年4月以後開始事業年度から適用。

◎事業承継税制の見直し……雇用要件（5年間平均8割）について、従業員5人未満の企業が1人減った場合でも適用できるようにする。29年から適用。

◎取引相場のない株式の評価方式の見直し……中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう類似業種比準方式等を見直す。29年から適用。

相続税課税割合は基礎控除引下げで8%に

国税庁は、相続税の基礎控除額引下げ（3千万円＋600万円×法定相続人数）が施行された27年における相続税の申告状況を公表しました。

それによると、27年中に亡くなった約129万人の被相続人のうち、相続税の課税対象となったのは約10万3千人（前年は約5万6千人）で、その課税割合は8.0%（同4.4%）となり、基礎控除額引下げの影響で大幅に増加しました。なお、被相続人1人当たりの課税価格は1億4126万円、税額は1758万円となっています。

相続税対策は、できる限り早く取組むことが大きな節税に繋がります。また、遺言書の作成など“争族”にならないための事前準備が大切です。

ふるさと納税ワンストップ特例について

ふるさと納税に係る寄附金控除を受ける方が年々増加しています（昨年は約130万人）。

確定申告をしなくても控除が受けられるワンストップ特例は、寄付先の各自治体に特例の申請をすることで適用できますが、*6団体以上に特例を申請した、*申請書に記載した住所地から転居したが変更届をしていない（寄付した翌年1月10日までに届出が必要）、*医療費控除などのために確定申告をする、といった場合は適用されないため、控除を受けるには確定申告が必要です。